

アメリカの教科書制度

—限定的コントロールシステム—

教育行政学研究室 大 津 尚 志

One Observation of the Textbook System in America

—Limited Control System—

Takashi OTSU

In this study, I intend to examine the existing textbook system in America, special attention be put to the way how national government control the system. According to the Tenth Amendment, it is not the federal government but the states that have authority over education. It is the states and school districts which have the authority to control over the adoption of textbooks. As a result, it is a limited control system instead of a complete control system as the one in Japan. In this paper, I would outline the existing textbook system in America in terms of its effects, issues and controversies and my research is focus on a comparative textbook system between America and Japan.

目 次

- I. はじめに
- II. 現行制度の概要
- III. リスト作成州と非リスト作成州
- IV. リスト作成州, 非リスト作成州混在の影響
- V. 限定的コントロールがもたらす影響 —教科書執筆, 発行に関して—
- VI. 限定的コントロール下における教科書記述をめぐる論争 —差別問題
- VII. 総括・日米比較の試論

I. はじめに

本研究は, アメリカ合衆国(以下「アメリカ」という)の教科書制度の実態を, 特に国家によるコントロールがどのように行なわれているかという観点からを中心に, できるだけ客観的に把握しようとするものである。

唐沢富太郎は, その大著『教科書の歴史』の冒頭で, 「教科書が日本人を作った。」と述べている¹⁾。日本では, 1872年, 学制公布の直後から, 文部省は, 多数の書物をあげてその中から教師が教科書として適当だと思ふ書物をえらびだすようにすすめた。それと同時に欧米になら

てあたらしく学校教科書を編集する仕事にもとりかかった²⁾。それ以後, しだいに編成がすすめられ, そして1886年には検定制となり, ついで1903年には国定制となった。そして「教科書を唯一絶対の教材とする教科書中心主義的な傾向が強かった³⁾。」という教科書観が国民のなかに定着していった。戦後になって, 教科書は再び検定制へと戻ったが, 現在でも, 教科書にのみ頼る傾向が強いことは否定できない。一方アメリカにおいても, たとえばGoldsteinは授業の75%, 家庭学習の90%は教科書に依存している, という指摘をしている⁴⁾。さらにTulleyは, 教科書は生徒の学習時間の90-95パーセントを規定するとまでいう⁵⁾。教科書が事実上(de facto)のカリキュラムとなってきている⁶⁾。など, 教科書の重要性を指摘する文献は多い。ところが, 教科書をいかにコントロールするかについては, 連邦による検定, あるいは連邦レベルによる採択といったことが行なわれないゆえに, 州, 学区などによる偶然の要素によるコントロールに委ねられている, という実態がある。(その偶然性については今後詳述する。またそれについて, 今後本稿では, 「限定的コントロールシステム」と呼ぶ。)わが国において教科書研究を行なうのの一つの比較の対象とし, 問題点の共通性, 相違性を考察するのに有益と考えられる。

本研究では考察の順序としては, まずアメリカの現行

教科書制度の概要、採択にかかわる諸問題を考察し、次にリスト作成州、非リスト作成州の問題、またそれらの州の混在の影響について考察する。さらに限定的コントロールが教科書執筆過程、発行に及ぼす影響、限定的コントロール下における教科書にかかわる論争(差別問題)についてを考察し、日米比較の試論を行なう。

II. 現行制度の概要

合衆国憲法修正10条で「この憲法によって合衆国に委任されず、また、各州に対して禁止されていない諸権限は、各州それぞれにあるいは人民に留保されるものとする。」と規定されているゆえ、アメリカにおいて教科書採択、教科書内容統制は州の権限である。ただし学区に州から権限の一部が委譲されている、という実態がある。アメリカの教科書採択制度は、各州によって違うが、通常リスト作成州(adooption states)、非リスト作成州(nonadoption states)との2つに分けて考えられる。リスト作成州では州採択リストが作られる。そしてそれに載せられているもののなかから学区で使用する教科書を決定し購入する、という二段階の審査が行なわれるのである⁷⁾。一方、州とはまったく自由に教科書を学区で採択する、というのが非リスト作成州である。通例、リスト作成州は22州、非リスト作成州は28州とされる⁸⁾。リスト作成州は南部、西部に集中して存在している。北部、ニューイングランドには植民以来のローカリズムの、南部には奴隷制以来のセントラリズムの伝統があるといわれ、それらが教科書制度にも反映されてリスト作成州、非リスト作成州の分布にあらわれてきていると考えられる。教科書無償化とともに、州採択制度がとられはじめたところもある⁹⁾。1915年には約半分の州がリスト作成州となった。それが現在にまでほぼ変わらずに続いているのである¹⁰⁾。リスト作成州のうち12州では、州レベルにおける学習指導要領(course of studies)、教育課程の最低基準(minimum curricular standards)を決めており¹¹⁾、教育内容指針(curriculum guideline)を発行している。それらが後述のとおり、教科書出版社が教科書を作成する過程に対して影響を与えるのである。

採択に関しては今日では採択委員会(adoption committee, selection committeeなど)が各州あるいは各学区につくられて行なわれている。リスト作成州では、採択委員を公選できめるところはない¹²⁾。採択委員の構成は通常は、教師、行政官、科目専門家などである。ほとんどの州で委員会は公開され¹³⁾、アーカンサス州、ミシシッピ州、サウスカロライナ州、ユタ州以外の州では

公聴会が開かれる¹⁴⁾。また教科書を地域で評価するために利用可能にするよう要求するところもあり¹⁵⁾、教科書採択に公衆が参加できるように便宜がはかられている。学区の採択委員会では、Codyによると、ほとんどの学区で委員は地方教育委員会あるいは教育長によってえらばれる¹⁶⁾。委員構成は州委員会の場合とほとんど同じで、全教師の投票(all teacher vote)がおこなわれるところもある。ERSの調査によると、55%で親の参加、24%で生徒の参加があるという¹⁷⁾。採択にかかる期間は1週間から1年のところまでである¹⁸⁾。採択にあたっては多くの場合評価シート(criteria sheet, textbook evaluation formなどと呼ばれる)がつかわれる。なお一度採択された教科書の使用年限は5、6年のところが多い。採択にかかわる事務の量が年によって大きく変化しないようにするために、科目によって、採択年を変えるようにされるのが通常である。

しかし、採択委員会に機能の限界があることが多く指摘されている。採択委員のうち最も多くを占めるのは教師であり、さらに、近年教師の参加が増えたことが指摘されている¹⁹⁾。しかし注意深く評価する教師はきわめて少なく²⁰⁾、現状維持的で新しいものを選択しようとしなるとしばしば指摘されている。教師は教育方法革新には無関心で、専門的、学問的事項に関心を持つ教師は少ないまま²¹⁾で、現状とは少しでも違った状況を欲しない²²⁾。教科書に新しいアイデアをいれるのがためられることにもなる²³⁾。そしてまた、しばしば指摘されることは、日常多忙である教師にとって教科書評価のために、十分な時間がない、また評価するための訓練を受ける機会が十分でないということである²⁴⁾。フロリダのように委員に訓練を受けることを義務付け、そして評定するための資格をもつことを要求しているところもある²⁵⁾が、多くの州では、評価するための能力を身につける訓練を受けずに評価することになってしまう。それゆえ教科書採択にあたっては、参加する教師に十分な時間、訓練を与える必要が生じている、ということがいえよう。また近年、採択委員会に親の参加も増えてきている。また、公聴会などを通して参加することもできる。素人の参加は、適切で、価値あるという評価と、政治の手段に利用されるという評価がある²⁶⁾。Tyson-Bernsteinは、親の発言は最終決定権とは関係はない。それよりもほかの問題が大切、という²⁷⁾。親はコメントをだす権利をもつのであって、教材を検閲する権利をもつのでない²⁸⁾。素人の参加は採択過程を「支配(dominate)」しなければよい²⁹⁾と筆者にも思われる。

Ⅲ. リスト作成州と非リスト作成州

州採択制度の目的について、Tulleyは、関係する法の分析、および教科書採択にかかわる州教育局の行政官にインタビューすることによって述べている³⁰⁾。Tulleyのとりあげる事項の順序に従うと、リスト作成の利点は次のとおりとなる。

州単位でカリキュラムの統一性をはかる。質の高い教科書が選ばれることを保障する。教科書費を安くする。地方学区にとって時間と労力の節約をする。採択に公衆の参加の機会を提供する。採択過程の構造、順序を決める。定期的な再審査と、最新の教科書を保障する。教科書出版業界との取引を調整する。地方学区を教科書論争から保護する。

それに対し、州採択制度に批判的な見解も出されている。Englishは³¹⁾、州採択制度が教科書を単一化し、不毛なものとするという。Farr and Tulleyは³²⁾、大きな州では州内で教師と子どもの背景、経験は大いに異なるゆえに、地方学区での採択がよいという。州採択は教育の改善のためというより、政治勢力が自分達の問題について注意を払わせるための手段のためにつかわれる³³⁾という。学区、あるいは教室で最も使いやすい教科書を選択する自由が、教師等に教育内容に関して責任感、所有感をもたせることにもつながるといふ³⁴⁾。Bieberは³⁵⁾、地方の価値が適切に反映される、州の適切な価値の教授という目標をよりよく達成できるように学区選択にするべきという。生徒の修正1条の、州が規定した正説(orthodoxy)からの自由、情報入手権利の侵害³⁶⁾であるゆえに、学区採択がより制限的でない(less restrictive)手段として存在していることからして、教科書州採択法そのものが、合衆国憲法修正1条違反³⁷⁾とまで述べている。Carus³⁸⁾も、州採択制度がうまく機能していないことから、地方に委ねるべき、という。

単純にどちらの制度がよいといえないが、州単位での、カリキュラムの統一性などはリストにのった教科書(5~6点)がまったく異なった系統のものであれば、いずれにせよ保障されないこととなる。また、州内統一カリキュラムが必要か、ということも問題で、同一州内でも学区により、それぞれの生徒数、豊かさ、人口状況、人種の割合、などの差があり、州でリストを作成すると、それに対応できない場合も予想される。教科書の多様性の確保、という点では、地方学区で採択をするほうが、良いことは間違いない。採択過程への参加は地方学区レベルでも可能である。教科書費が、リスト作成州のほう

が安価である、という問題はあるが、学校予算からみると、わずかな差であり、そう問題ではないと思われる。リスト作成州が、採択周期を決めるといっても、教科書の適切な使用期間を決めるのはそもそも困難であり、かならずしも、新しいものがよいという保証はないし、科目によっても適切な年限も異なるように思われる。同一国内にリスト作成州、非リスト作成州が混在することは、後述するように「カリフォルニア効果、テキサス効果」を生み出してしまうため、問題である。それらをなくすためには、すべての州が学区採択となることが、よいかと思われる。

Ⅳ. リスト作成州、非リスト作成州混在の影響

限定的コントロール下において、教科書発行市場に存在する問題点としてしばしば指摘されるのがカリフォルニア効果、テキサス効果(California Effect, Texas Effect)である。カリフォルニア、テキサスは、非常に大きい市場であるためTexasでリストにのると、300万~400万ドルになるなど³⁹⁾、両州の採択リストに載ることは、出版社にとって大きな利益となる。出版社の利益追求のために、小さな州、市より、大きな州、市が⁴⁰⁾、貧困な学区より富裕な学区が出版社にとって注目される⁴¹⁾のである。出版社は教材開発計画のために、主要な州の購入傾向の市場調査を丹念におこなう⁴²⁾。出版社にとっては、テキサスの市場のための本を全米で売るようにしたほうが、特別にテキサスのための教科書をつくるより、安上がりとなるゆえ⁴³⁾、今日では、異なる市場のために2以上の教科書が発行されることはまずない⁴⁴⁾。ゆえに、その結果、出版業者は特定の州の枠組みにあわせて教科書を作成することとなり⁴⁵⁾、カリフォルニア、テキサスなどの南部諸州が全米のカリキュラムを大きく規定してしまうことになる。テキサス州教科書委員会の決定のおかげでニューイングランド地方の子どもたちは、彼らの父祖がメキシコ戦争に心から反対だったのに、アラモの砦で戦ったデービー・クロケット、ローンスター共和国の大統領に選ばれたサム・ヒューストンの英雄物語をきかされて成長することになる⁴⁶⁾。メリーランド(なお、ここは非リスト作成州である)生まれの黒人の詩が、テキサスのカーボーイの詩に差し替えられた、ということも生じている⁴⁷⁾。また、南北戦争の終決後北部、南部ではその歴史の記述、政治記述をめぐって対立が生じた。アメリカ史における奴隷制、南北戦争をいかに記述すべきかなどといった問題があったのである。そしてまた、その影響、効果が最も典型的にあらわれるのは生

物教科書における「進化論」をめぐる記述である。今世紀前半、また70年代以降に教科書における進化論記述の減少が生じたのは、反進化論運動、市場での経済的圧力が主要な原因となっており、また反進化論運動が主に南部で起きていることから、カリフォルニア効果、テキサス効果の影響があるのは明白であろう。教科書記述が学会を反映して変遷するのではなく、事前検閲(presensorship)の力関係によって変遷するという問題が生じているのである。ただしこのような事態が生じるということは、アメリカの教科書は(南部の)民意に敏感に反応して作られているのだとも思われる。

V. 限定的コントロールのもたらす影響 —教科書執筆、発行に関して—

限定的コントロールシステムがとられているアメリカにおいて、教科書執筆は従来の伝統的なものとは異なったやりかたで行なわれるようになってきている。ほとんどの出版社は学区と契約を結んで、編集された教科書を試用テストしてもら⁴⁸⁾。教科書の質を改善するために、出版業者が調査や、実地テスト、教師に問い合わせる、研修中の教師に提供するなどといったことを行な⁴⁹⁾。それで、編集者の役割が従前に比べて、ずっと高いものになってきている。評価用紙(criteria sheet)の検討、論争的問題に関する状況、教師の要望などについてを市場調査する編集者が、教科書内容を大きく規定することになってきているのである。教科書はもはや「書かれる」ものでなく「開発される」ものとなり、複数の手が加わった妥協の産物となってしまった⁵⁰⁾。かつては著者たちはその科目領域に関して言いたいことがあるために、書いていた、そのため、文体は自然で独特で、自説に固執し、生き生きとしていて、興味深いものだった⁵¹⁾が、今では教科書記述の質にも変容が生じてきている。この点に関しての指摘はBenett連邦教育長官も行なっている。彼は「州があまりにも長くて細かすぎる内容や項目を規定し、教科書出版社がそれへの対応のみをせまられ、結果として『百科事典のような生命のない教科書』が使用されることになっている」と述べ、過度な州の規制、規則が存在することを問題としている⁵²⁾。限定的コントロールシステムでは、教科書に対する主体が多様になりすぎ、ありとあらゆる条件を満たした教科書を執筆する必要が生じて教科書内容をつまらなくしてしまうという実態が生じてしまうといえ、その点に留意することが必要といえるであろう。

教科書発行に関しては次のような問題がある。教育出

版社の教材販売額は1987年には、40社近くで約17億ドルに達している。くわえて多くの小規模出版社があり、それもあわせると、20億ドル近くとなる。教科書出版市場は寡占がすすんでいるといわれる。しかしそれは、日本ほどではない。生徒一人当たりの平均費用は34.17ドルである。ここ20年間で、学校の予算全体で見れば、教科書費は予算の1%にすぎない⁵³⁾。発行額のうち、カリフォルニア州が11%、テキサス州が7.3%を占める⁵⁴⁾。それゆえ、テキサス効果、カリフォルニア効果といったものが生じている、というのは前述したとおりである。また、教科書を発行する出版社が60年代以来大規模化、コングロマリット化してきている⁵⁵⁾。利益、投資費用総額を考えて、コングロマリット社は出版社を買収するのであり⁵⁶⁾ その結果教育上よりは経済上の理由で教科書が変わるという傾向がより強まることになる、ということがいわれる。それで利用可能な教科書の種類が減少してきている一方で、新たに教科書市場に参入することは非常に困難であることが指摘されている。このように、小規模出版社がつぎつぎと吸収、合併されているが、実際には市場は何百もの小規模出版社が存在している⁵⁷⁾。小規模出版社は、大多数の生徒の必要に合致するものを作る必要はないゆえに、州採択における競争に参与する必要はないゆえに、地方の要求に合致したものをつくることができるという⁵⁸⁾。平均的な消費者にあわせようとする必要はないゆえにオルターナティブなもの(内容の一部を強調、多数者が満足するものでないにせよ、少数者にとって満足できる教科書、学力の高い、あるいは低い生徒のための教科書、図書形態の多様性、地方に注目などが可能を)をつくる役割を果たせるという⁵⁹⁾。「うすい(thin)」市場のために、たとえばヒスパニック⁶⁰⁾のために出版をしたりする。小規模出版社は市場のくぼみ(niche)を見つけて、収益をあげているのである⁶¹⁾。大出版社が提供するのが難しい、まだ満たされていない将来のニーズに対応することができ⁶²⁾、革新的、弾力的にできる⁶³⁾。学校は革新を好まないゆえ、出版社はあまりそれをしようしない⁶⁴⁾ という状況のなかで、くぼみの出版社(niche publisher)は、もとより、教材出版の革新の根源となってきているのである⁶⁵⁾。このようにコングロマリット化がすすむ一方で、小規模出版社が存在しつづけ、教科書の発展に貢献をしている、という実態があるというのは、アメリカが限定的にコントロールシステムをとっている所以である。教科書の多様性の確保、といった点において、限定的コントロールシステムはよい役割をはたしているといえよう。

VI. 限定的コントロール下における教科書記述をめぐる論争 —差別問題—

全面的コントロールの日本では、教科書のあらゆる箇所において注意が払われるのであるが、限定的コントロールのアメリカにおいては、教科書作成に対してとくに注意が払われているのは、性、人種差別問題などの限られた領域においてである。教科書におけるマイノリティの像が限定された、歪んだものとなっている、というのは1935年から既に指摘されていた⁶⁶⁾。しかし、出版社が教科書におけるマイノリティ像を改善しようという要求に真剣に答えるようになったのは1960年代、公民権運動にはいつかはじめてである⁶⁷⁾。また1970年以後教科書の両性の役割に関する分析が行なわれ⁶⁸⁾、教科書記述における性のステレオタイプ化などがさまざまな科目、領域で指摘された。このような問題を規制する方法として、前述したように教育委員会あるいは出版社が指針 (guide-line) を作成するという対応がなされていることが多いが、ここでは、一例として、カリフォルニア州教育委員会の「社会的内容に関する教材の評価基準」の一部を紹介しておく⁶⁹⁾。

これらの基準は同州教育法60,040~60,044項と、州教育委員会の政策を解釈する場合に、明瞭にわかるよう編集されており、学区が公立学校の教科書採択するときや、教科書業者の指針としても利用することができる。

社会的内容に関する教材の評価基準 (抄訳)

男性と女性の役割

目的：性にかかわらず、個人としての発達、各々の児童の自尊心を助長すること。

方法：すべての社会的役割において、あらゆる可能性の範囲内で両性を描くこと。

基準の適用

逆を考慮すること、同等量の記述の基準に関してはいかなる場合にも従わなければならない。残りの基準は適切な場合に従わなければならない。

1. 逆を考慮すること (Adverse reflection) …その属する性のために、男女の品格を落とし、ステレオタイプ化し、またはひいき目にみる叙述、描写、レッテル、応答はあってはならない。
2. 同等量の記述…正確さ、あるいは特別の目的によって限定される場合を除いて、両性を数のうえでも重要性のうえでもほぼ同等に、言及し、挿し絵を描かなければならない。
3. 職業…専門的職業、管理職、商人、その他収入の多

い職業を描くときは、男性と女性がほぼ同数、描かれるべきである。

4. 業績…歴史上の発展、現代における出来事、芸術、科学、その他の分野での業績を教材が叙述するときは必ず、男性と女性の貢献がほぼ同数、描かれるべきである。
5. 精神的、肉体的活動…精神的あるいは肉体的に活動的で、創造的な問題を解決しようとする役割について、そしてこれらの役割の成功と失敗について、描くときは、その役割はほぼ同数の男性と女性の登場人物に分けられるべきである。
6. 伝統的行動、非伝統的行動…両性の登場人物によってなされる伝統的な行動と、非伝統的な行動の数はほぼ同じになるべきである。
7. 感情…感情全般、すなわち恐れ、怒り、優しさなどは、性に関係なく登場人物のなかに無作為にあらわれるべきである。
8. 性中立な言語…“people” “persons” “men and women” “pioneers” “they” が女性または男性を明らかに除外してしまうことを避けるために、一般的な使われるべきである。
9. 子どもを育てる活動…家庭内での子育ての役割においては両性が描かれるべきである。子育ての責任は強調されるべきである。

なお、この評価基準では続けて民族文化集団、宗教、老人 (older people)、障害者 (disabled persons) についても、「逆を考慮すること」、「記述の割合」が「厳格な適用が要求される基準」として同様にあげられている。

以上のような指針等に対応した教科書が作られるようになってきているという事実も存在しているが、依然として問題点が無くなったわけでもない。女性の登場する頻度は、しだいに上がってきてはいるが、依然少ないまま、ということがある。また、教科書に登場する場合、その果たしている役割についての頻度が問題となることが多い。Brittonらの調査では、読本教材に載せられている話について、男性が主人公である場合は女性の約4倍、存在するという⁷⁰⁾。そして、教科書記述に登場する女性は受動的、依存的、無能、臆病で、男性は積極的、独立的、有能、勇敢といったステレオタイプが存在することもよく指摘される。性役割の再生産に教科書が関わってしまっていることが問題となっているのである。人種にかかわる記述の問題も同様に、1960年代から徐々に問題とされるようになってきた。子どもに偏見を与えないた

めに、教科書にはマイノリティが人口比を反映する程度には登場すべきだと思われるのである。また、マイノリティは過去に関する記述でしか描かれぬ、という問題もある。インディアンは、たとえば植民地時代に、テント小屋に住み、弓矢で狩をしていて、白人の西部への進出に反抗している⁷¹⁾、といった記述しか見られない、またヒスパニックはメキシコ戦争など限定的な場面でしか登場しない⁷²⁾、という。他に、アジア系が、アメリカ国内に住んでいることを十分に記述していない。障害者、老人も同様に、配慮が要求される事項で、ステレオタイプ化した、否定的イメージを伴った記述が避けることが問題となる。しかしこれらの問題についても80年代の教科書は60年代のものとは比べて、記述に変化があらわれていることも指摘されており、すなわちこれらの問題は総じて、未だ教科書における差別的な表現が残されたままとなっているが、一部改善の動きもある、と総括できる、といえよう。

Ⅶ. 総括・日米比較の試論

ここでは、これまで述べてきたアメリカの教科書制度にかかわる実態を総括し、日本の現状と比較し、問題の共通性および相違性、そして日本がアメリカから受けることができる示唆についても考察することとしたい。

まず、全体として、日本では文部省による教科書検定制(学習指導要綱、同解説、教科用図書検定規則による)による全面的コントロールが行なわれている、というアメリカとは大きな違いがある。全面的コントロールの利点としては、教科書水準の維持、教科書の客観的誤述や誤記の訂正(全科目にわたって)がおこなわれやすい、という点がある。アメリカでは教科書記述の誤述、誤記が多い、という指摘もある⁷³⁾。とくに80年代以降アメリカでは学力低下への危機感から、教科書水準の維持向上が問題とされ、「2000年の目標：アメリカ教育法」によって、教育内容の国家基準の作成と自由参加の全国試験の導入も検討されており、連邦でのコントロールが考慮されているのである。ただし全面的コントロールにも問題がある。政府寄りの見解を学習指導要領などをもとに、教科書記述に検定場で要求する、またそのことからあるいは教科書執筆者にいわゆる自主規制をおこなわせる、という問題である⁷⁴⁾。このことは、従前から繰り返し指摘され続けてきたことであり、最新の動向でも同じであり⁷⁵⁾、このようなことに留意して今後は運用されるべきと思われる。そのためには、一つとして検定の密室性を除去し、検定の実態についてもっと情報公開がすすめら

れるべきと、思われる。また、教科書記述が民意を反映したものでなければならないことは、言うまでもないが、その点に関してはアメリカのほうが民意に敏感に反応して教科書が作られるシステムといってよいと思われる。ただし、現在の限定的コントロールシステムでは、カリフォルニア効果、テキサス効果などにより南部の民意のみが目ざされてしまう、という、問題もあるといえよう。採択課程に関しては、リスト作成州、比リスト作成州にかかわらずほとんどの州で、一般市民がなんらかの形で参加できるようになっている。日本では制度上、一般市民の参加は許されていない、ということがある。採択委員に関しては、アメリカのほうが教師の参加がさかんにいえるが、参加にあたって、十分な研修、準備の時間をあわせて保障することも必要といえよう。採択単位は、日本は現在のところ、478(平均2つの市、郡をあわせて構成⁷⁶⁾)である。アメリカは学区単位であるから、約15,000である。アメリカの人口は日本の人口の約2倍であることから、日本のほうがはるかに採択単位は大きいといえ、それが教科書の寡占化を起しているといえよう。教科書執筆に関しては、アメリカでは限定的コントロールのため、多くの州から多すぎる規制が存在してしまうため、前述のような執筆体制、問題点が生じている。日本では、文部省による規制(学習指導要領、および同解説、教科用図書検定規則、同細則)という規制があるにすぎない。ただし筆者の調査によると、たとえば社会科教科書では、用語集なるものを出版社が独自に作成執筆をしばることになり、よみにくい文章になる⁷⁷⁾、という同様の問題が存在する。筆者の調査によると日本もアメリカとほぼ同様の執筆課程をとっているものであり、一人で書いた教科書が、ほとんどないというのは日米共通である⁷⁸⁾。教科書発行に関しては、日本は、アメリカよりさらにずっと寡占化がすすんでいる⁷⁹⁾。限定的コントロールのほうが、まだ、はるかに教科書の多様化をもたらすといえよう。臨教審で教科書の多様化を要請されたことがあり⁸⁰⁾、文部省もこれを受けて検定の簡素化、教科書の多様化を実際にすすめてはいる⁸¹⁾。ただし未だ不十分であるとおもわれる。教科書発行に多額の資本が必要(文部省によって指定をうけたもののみ発行が許される、資本、または資産の額が1,000万以上必要、発行者数は現在65、そのうち義務教育諸学校用は27者)という、現実をどうにか動かす必要がある⁸²⁾、アメリカのように小規模出版社が育たない、役割を果たしえない、という問題があるとも思われる。教科書記述内容をめぐっては、日本では全面的、全科目にわたって問題が生ずる(不合格は各科目によってでる、理科教科書の実験の取

り扱いといったことにまで問題となる⁸³⁾。)ところが、アメリカでは限定された領域のみに発生する。すなわち「差別問題」に関してである。アメリカでは性、人種差別、障害者の問題についてはるかに考慮が進んでいる。実際に教科書の改善がすすんできている傾向がある。日本では、未だその点が不十分であり学習指導要領などでは、アメリカにおけるような考慮がなされていない。性、民族にかかわる差別への考慮は行なわれてもよいのではないかと思われる。現在のところすでに教科用図書検定規則に「近隣諸国への配慮」とあるが、在日朝鮮人の問題は高校日本史教科書にはでてこない、という事実がある⁸⁴⁾。日本でマイノリティが教科書に登場するのはわずかに中学公民教科書で差別問題のところできりあげられているだけである。それ以外では、アイヌは、コシャマインの蜂起、シャクシャイン戦争など過去においてのみ登場する、というアメリカと同様の問題が存在している。また性差別に関しては筆者の調査によるとある教科書では、登場回数で、仕事に従事している男68－女33、家事をしている男33－女58、その他男205－女170という分離がなされている⁸⁵⁾。障害者は日本の教科書には登場しない、という問題もある。こうした点に関する取り組みはアメリカのほうがすすんでおり、参考になることと思われる。以上、限定的コントロールのアメリカの教科書制度の状況と、全面的コントロールの日本のそれとの問題状況の相違点、共通点などをみてきたが、アメリカのほうが日本とは比較にならないほど、国からの自由が存在しているといえる。そしてアメリカでは、その点を見なおすべく、連邦からのコントロールを行なうことが現在考慮されはじめている。それに対し、日本では検定の規制を緩めるべき⁸⁶⁾という声大きい。どの程度コントロールをするのがよいのかについて、最もふさわしいやり方を考慮する際には他国の状況を見ることも参考になると思われる。

(指導教官 浦野東洋一教授)

註

- 1) 唐沢富太郎『教科書の歴史』創文社、56年、p.1
- 2) 山住正己『教科書』岩波書店、70年、p.20
- 3) 菱村幸彦『教育課程の法律常識(新訂二版)』第一法規、p.172
- 4) Goldstein, Paul, *Changing the American Schoolbook*, (Lexington Books), 1978, p.1.
- 5) Tulley, Michael A., A Descriptive Study of the Intents of State-Level Textbook Adoption Process, (*Educational Evaluation and Policy Analysis*, v.7, n.3, 1985, p.289, at 290.)
- 6) Muther, Conie, *Textbook Deals: Is Your Board Putting*

- Cost before Curriculum? (*The American School Board Journal*, v.173, n.1, 1986, p.32, at 33.)
- 7) Farr, Roger, Textbook Selection (Gorton, Richard A., et al., (ed.), *Encyclopedia of School Administration & Supervision*, (Oryx Press), 1988, p.297)
- 8) たとえば, Tulley, Michael A., and Farr, Roger, The Purpose of State Level Textbook Adoption: What Does the Legislation Reveal, (*Journal of Research and Development in Education*, v.18, n.2, 1985, p.1, at 3.)によると, リスト作成州はアラバマ, アーカンサス, カリフォルニア, フロリダ, ジョージア, ハワイ, アイダホ, インディアナ, ケンタッキー, ルイジアナ, ミシシッピ, ネバタ, ニューメキシコ, ノースカロライナ, オクラホマ, オレゴン, サウスカロライナ, テネシー, テキサス, ユタ, ヴァージニア, ウェストヴァージニアの22州, 非リスト作成州は以外の28州とされる。
- 9) なお, 1880年代中旬に最初の州単位の教科書無償法制化(マサチューセッツ州で)が行なわれている。Farr, Roger, and Tulley, Michael, State Level Adoption of Basal Readers: Goals Processes, and Recommendations, (*Theory into Practice*, v.28, n.4, 1989, p.248, at 250.)
- 10) Ibid., at 249.
- 11) Tulley and Farr, supra note 8, at 5.
- 12) Duke, Charles R., A Look at Current State-Wide Text Adoption Procedures, (ERIC ED 254 864), 1985, p.3.
- 13) Cody, Caroline, The States and Textbooks, (Herlihy(ed.), *The Textbook Controversy: Issues, Aspects and Perspectives*, (Ablex Publishing Corporation), 1992, p.89 at 91.)
- 14) Duke, supra note 12, at 4.
- 15) Cody, supra note 13, at 91.
- 16) Ibid.,
- 17) See, Keith, Sherry, Politics of Textbook Selection, (ERIC ED 207 166), 1981, at 25.
- 18) Keith, Sherry, Choosing Textbooks: A Study of Instructional Materials Selection Processes for Public Education, (*Book Research Quarterly*, v.1, n.2, 1985, p.24, at 28.)
- 19) Graham, Alma, Elementary Social Studies Texts: An Author-Editor's viewpoint, (*Social Education* v.50, n.1, 1986, p.54.)
- 20) Farr, Roger, Tulley, Michael A., and Powell, Deborah, The Evaluation and Selection of Basal Readers, (*The Elementary School Journal*, v.87, n.3, 1987, p.267. at 272.)
- 21) Squire, James R., For Better Textbooks, (*English Journal*, v.78, n.6, 1989, p.21).
- 22) Boynton, Robert, Yes, But..., (*English Journal*, v.78, n.6, 1989, p.19.)
- 23) Cody, supra note 13, at 92.
- 24) Farr, supra note 7, at 297.
- 25) Tulley, Michael, and Farr, Roger, Textbook Evaluation and Selection, (Elliot and Woodward, (ed.), *Textbooks and Schooling in United States*, (The University of Chicago Press,) 1990, p.162, at 163.
- 26) Cawelti, Gordon, and Olson, Nancy S., Limiting What Students shall read, (*Principal*, January 1982, p.12, at 13.)
- 27) Tyson-Bernstein, Harriet, Textbooks: Can School-based Committees Deflect Overzealous Parents? (*The American Teacher*, v.74, n.4, 1990, p.4)
- 28) New York State School Boards Association, Textbook Selection: A Master of Local Choice, (ERIC ED 315 898), 1989, p.13, at 14.

- 29) Kamhi, Michelle Marder, Censorship vs. Selection-Choosing the Books Our Children shall Read, (*Educational Leadership* v.39, n.3, 1981, p.211, at 212.)
- 30) Tulley, supra note 5, at 289.
- 31) English, Raymond, The Politics of Textbook Adoption, (*Phi Delta Kappan*, v.62, n.4, 1980, p.275, at 278.)
- 32) Farr, supra note 9, at 252. Farr, Roger, Textbook Selection and Curriculum Change, (*The Journal of State Government*, v.60, n.2, 1987, p.86, at 90.)
- 33) Ibid.
- 34) Tulley and Farr, supra note 25, at 171.
- 35) Bieber, M. David, Textbook Adoption Laws, Precensorship, and the First Amendment : The Case against Statewide Selection of Classroom Materials, (*The John Marshall Law Review*, v.17, n.1, 1984, p.167, at 190.)
- 36) Ibid., at 173.
- 37) Ibid., at 186.
- 38) Carus, M. Blouke, The Small Publisher in a National Market, (Elliott and Woodward(ed.), *Textbooks and Schooling in the United States*, (The University of Chicago Press), 1990, p.86, at 88.)
- 39) Schomburg, Carl, E., Texas and Social Studies Texts, (*Social Education*, v.50, n.1, 1986, p.58.)
- 40) Cody, supra note 13, at 92.
- 41) Cody, Ibid., at 93.
- 42) Keith, supra note 17, at 7.
- 43) Moyer, Wayne A., How Texas Rewrote Your Textbooks, (*The Science Teacher*, v.52, n.1, p.23)
- 44) Kline, Marjory R., Social Influences in Textbook Publishing, (*The Educational Forum*, v.48, n.2, 1984, p.223, at 231.), Cawelti and Olson, supra note 26, at 13.
- 45) Exline, Joseph D., Consumer Action at the State Selection Level, (*Science Activities*, v.26, n.2, 1989, p.20, at 22.)
- 46) フランシス・フィッツジェラルド著, 中村輝子訳『改訂版アメリカ』朝日新聞社, 81年, p.36
- 47) Bowler, Mike, Textbook Publishers Try to Please All, but first They Woo the Heart of Texas, (*Reading Teacher*, v.31 1977, p.515.)
- 48) Keith, supra note 17, at 13.
- 49) See, Brunell, Robert L., and Others, How Can We Improve Both the Quality of Textbooks and the Process for Selecting Them?, (ERIC ED 247 000), 1983, p.2.
- 50) フランシス・フィッツジェラルド, 前提書註46) p.23.
- 51) Chrismore, Avon, The Use of Author Roles in Improving Textbooks and Learning. Technical Report no.365, (ERIC ED 281 139), 1985, at 27.
- 52) 新井郁男ほか「アメリカ」(『教科書の質的向上に関する総合的調査研究 研究成果報告書』教科書研究センター, 91年, p.173)。
- 53) Squire, James R., Publishers, Social Pressures and Textbooks, (Cole and Sticht(ed.), *The Textbooks in American Society*, Washington, DC : Library of Congress, 1981), cited in Squire, James R., and Morgan, Richard T., The Elementary and High School Textbook Market Today, (Elliott and Woodward(ed.) *Textbook and schooling in the United States*, (University of Chicago Press), 1990, p.107, at 108.
- 54) Squire and Morgan, Ibid., at 107.
- 55) Paul, Diane B., The Market as Censor, (*Political Science and Politics*, v.21, n.1, 1988, p.31, at 32.)
- 56) Paul, Ibid., at 33.
- 57) See, Carus, M. Blouke, The Small Publisher in a National Market, (Elliott and Woodward(ed.), *Textbooks and Schooling in the United States*, (The University of Chicago Press) 1990, p.86, at 91.)
- 58) Hawke, Sharryl Davis, and Davis, James E., A Small Publisher's Perspective on the Textbook Controversy, (*Social Education*, v.50, n.1, 1986, p.68.)
- 59) See, Ibid., at 69.
- 60) Squire and Morgan, supra note 53, at 111.
- 61) Carus, supra note 57, at 91.
- 62) See, Carus, supra note 57, at 91
- 63) Hawke, Sharryl Davis, and Davis, James E., Small Publishers : Filling Market Niches, (Elliott and Woodward(ed.), *Textbooks and Schooling in the United States*, (The University of Chicago Press), 1990, p.97, at 98)
- 64) Goldstein, supra note 4, at 76.
- 65) Hawke and Davis, Supra note 63, at 103.
- 66) Eleazer, R.B., School Books and Racial Antagonism : A Study of Omissions and Inclusions that Make for Misunderstanding, (*The High School Journal*, October 1935, p.197-99), cited in, Grant, Carl A., and Grant, Gloria W., The Multicultural Evaluation of Some Second and Third Grade Textbook Readers-A Survey Analysis, (*Journal of Negro Education*, v.59, n.1, 1981, p.63.)
- 67) Grant and Grant, Ibid., at 63.
- 68) 永島利明「教科書の性差別と男女平等指針 (永島利明『性差別の撤廃と教育—アメリカと日本—』筑波書房, 86年, p.68, Bordelon, Kathleen W., Sexism in Reading Materials, (*The Reading Teacher*, April 1985, p.792)
- 69) Standards for Evaluation of Instructional Materials with Respect to Social Content, 1986 Edition, California State Department of Education.
- 70) Britton, Gwyneth E., and Lumpkin, Margaret C., For Sale : Subliminal Bias in Textbooks, (*The Reading Teacher*, October 1977, p.40, at 44.)
- 71) Kane, Michael B., *Minorities in Textbooks*, (Anti-Defamation League of B'nai B'rith by Quadrangle Books), 1970, p.85, なお, 本稿では便宜上, Native Americanは「インディアン」と訳出する。
- 72) Sleeter, Christine E., and Grant, Carl A., Race, Class, Gender, and Disability in Current Textbooks, (Apple and Christian-Smith, (ed.), *The Politics of the Textbooks*, (Routledge : New York), 1991, P.78, at 85.)
- 73) 1991年にテキサスで採択された歴史教科書の見本の10冊のうちには, 「アメリカは原爆によって朝鮮戦争を終わらした。」という記述のほか5,000点ほどの誤りが発見されたという。See, Berenson, Edward, Getting the Story Short, (*Phi Delta Kappan*, v.74, n.2, 1992, p.160, at 164.
- 74) たとえば高等学校の現代社会の学習指導要領では, 憲法学習のところで, 「自由・権利と責任・義務」が同価値におかれている。そして, 「自由・権利と責任・義務は切り離すことのできない関係にある」と述べている。文部省『高等学校学習指導要領解説公民編』89年, p.33
- 75) 1991年, 92年, 93年, の各7月1日付け新聞の各朝刊など参照。
- 76) 文部省『教科書制度の概要』93年, p.13
- 77) 筆者が教科書編集者, 執筆者に行なった面接調査による。また, 高校世界史教科書の読みにくさを指摘するものとして, 『教科書の編集及び使用並びに教科書研究の改善に関する調査研究』93年, p.51参照。
- 78) わずかに, 家永三郎氏の日本史教科書があるくらいである。

- 79) 出版労連『教科書レポート』93年, p.66~69によると, すべての教科で, 上位3社のシェアが70パーセントを越え, たいてい80~90パーセントとなっている。
- 80) 教育政策研究会『臨教審総覧 下巻』87年, p.275など参照。
- 81) 93年7月1日付け新聞の各朝刊など参照。
- 82) 文部省, 前提書註76), p.18参照。
- 83) なお, 山本豊『だから, 教科書検定は必要だ!』(『季刊教育法』74号, p.86以下, p.87によると, 最新の検定で理科(化学B)で4種が不合格となったのは, 受験用に役立たせることを意識しすぎたためという。
- 84) 筆者の調査による。
- 85) 筆者の調査による。
- 86) 実際に, 検定意見が付けられる箇所は近年, 大幅に減少してきてはいる。